



飯高とつとき たより

第161号

～令和6年2月～

発行：松阪市飯高地域振興局

電話：46-7121

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/>



申告相談の予約はお済ですか

税の申告相談は、混雑を緩和するため事前予約制とさせていただきます。申告相談会場をご利用の方はあらかじめご予約をお願いします。（既に終了している会場もありますのでご注意ください。）

なお、詳細につきましては「広報まつさか1月号」「広報まつさか2月号」と1月に配布しましたチラシ「飯高管内の申告相談は事前予約が必要です!!」をご覧ください。

◆今年からインターネットで事前予約が可能になりました。

<https://logoform.jp/form/TY2e/402377>

※従来からの電話、窓口でのお申込みも引き続き可能です。



（問）市民税課 市民税係 ☎ 53-4029・4027

西部水道浄化槽事務所からのお知らせ

公共浄化槽の使用者変更などの手続きについて

市が管理している公共浄化槽の適切な維持管理を行うため、次の場合は手続きが必要です。

- ・転入、転出、死亡など使用者の変更がある場合
- ・空き家などの売買、賃貸で使用状況の変更がある場合
- ・長期不在などの休止状態から再開する場合 など

西部水道浄化槽事務所（飯高）、地域住民課（飯南）及び各出張所で各種手続きができます。手続きが必要か悩まれる方はお気軽にご相談ください。

公共浄化槽使用料の減免制度について

公共浄化槽の使用料について、次の減免条項に該当する場合、使用料の減額が可能です。減免を希望される方は申請の手続きが必要です。

【減免条項】

- (1) 住民税非課税世帯のうち、世帯全員が70歳以上の場合
- (2) 住民税非課税世帯のうち、65歳以上で独居の場合
- (3) 住民税非課税世帯のうち、世帯全員が重度障がい者又はこれに準じる場合
- (4) 生活保護世帯の場合
- (5) 10人槽及び8人槽を使用し、使用人数が6人以下の場合（2世帯住宅は除きます）

【減免期間】 申請書提出月の翌々月分～令和6年7月分

年度途中でも課税状況や年齢到達、転出や死亡など使用状況が変わったことによって、減免が可能となる場合があります。減免申請は 毎年度、提出が必要です。

申請は、西部水道浄化槽事務所（飯高）、地域住民課（飯南）及び各出張所で手続きができます。また、減免条項に該当しなくなった時にも届出が必要です。

（問）西部水道浄化槽事務所 ☎ 46-7123

出張所廃止に伴う窓口業務の変更について

令和6年3月18日から、飯高地域の以下の出張所を廃止し、これまで取り扱ってきた公的な証明書の発行などの業務を2つの郵便局に委託します。廃止となる出張所は今後、地域活動を支援する役割を担っていきます。

廃止出張所の今後の取扱業務、郵便局で申請できる手続き等、詳しくは右の取扱業務一覧をご覧ください。

廃止出張所	川俣出張所・森出張所・波瀬出張所
委託先郵便局	川俣郵便局・波瀬郵便局

< よくいただくご質問 >



【Q】なぜ出張所を廃止するのですか？

【A】出張所での窓口業務の取扱件数が年々減少する一方、人口減少や高齢化に伴い、これまで以上に地域コミュニティの維持といった取組が重要になってきます。
今後は市職員が、各地域住民自治協議会と協力しながら地域の課題解決や地域づくりを支援していきます。

【Q】市職員はいなくなるのですか？

【A】住民自治協議会や地域活動を支援するために職員を配置します。

【Q】郵便局での取り扱い時間は？

【A】月曜日から金曜日まで（祝日と12月29日から1月3日までを除く）の午前9時から午後5時までです。

【Q】なぜ森郵便局には委託しないのですか？

【A】森郵便局は、川俣郵便局と波瀬郵便局の間に位置し、どちらからも近いことから、一定の距離間で窓口を配置することが適切と考え、委託先郵便局を選定しています。

【Q】郵便局で取扱わない業務はどこで手続きをしたらいいですか？

【A】お近くの振興局または本庁をご利用ください。（書類のお預かりだけであれば、旧出張所でも可能です）

【Q】旧出張所で税金等の納付、出生や死亡に関する手続きはできますか？

【A】税金、水道や浄化槽の使用料、介護保険料等の納付（施設の使用料は除く）や出生、死亡に関する手続等はできませんので、お近くの振興局または本庁をご利用ください。

納付は、郵便局や金融機関等納付書で指定された窓口でも可能です。

< 郵便局の取扱業務一覧 >

取扱業務	具体的なお手続き 等	問合せ先
税証明関係の交付	・所得証明書、納税証明書、完納証明書 課税証明書、非課税証明書、所得課税証明書	市民税課 ☎53-4026
戸籍証明、住民票等の交付	・戸籍謄本/抄本、除籍謄本/抄本 ・戸籍の附票の写し ・住民票の写し、身分証明書、印鑑登録証明書	飯高 地域住民課 ☎46-7117
税関係の申請受付	・市税等口座振替依頼、市税等関係書類の送付先申請	
国民年金関係の申請受付	・国民年金被保険者関係届 ・国民年金保険料免除・納付猶予申請 等	
国民健康保険関係の申請受付	・国民健康保険資格(取得・喪失)届 ・国民健康保険被保険者証等の再交付申請 ・国民健康保険(高額含む)療養費支給(請求)申請 ・国民健康保険(限度額適用・標準負担額減額)認定申請 等	飯高 地域住民課 ☎46-7112
後期高齢者医療保険関係の申請受付	・後期高齢者医療被保険者証等再交付申請 ・後期高齢者医療(高額含む)療養費支給申請 ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請 ・高額介護合算療養費等支給申請 ・後期高齢者医療保険料口座振替依頼 等	
介護保険関係の申請受付	・介護保険(要介護認定・要支援認定)申請 ・介護保険負担限度額認定申請 ・介護保険料口座振替依頼 等	
高齢者支援関係の申請受付	・寝たきり高齢者等紙オムツ給付事業申請および現況届 等	
障がい福祉関係の申請受付	・身体障害者手帳の交付・再交付申請、返還届、旧手帳の返却 ・精神障害者手帳受領書、旧手帳の返却 ・日常生活用具(継続品目)給付申請[ストマ用装具] ・三重おもいやり駐車場利用証(新規・更新)交付申請	
福祉医療関係申請受付	・医療費受給資格申請、医療費受給資格証等再交付申請 等	保護課 ☎53-4076
生活保護関係の申請受付	・保護変更申請、収入申告、資産申告	
水道・公共浄化槽関係の申請受付	・公共浄化槽使用料減免申請、所有者変更届、使用開始/休止届 ・上下水道料金等口座振替納付依頼(公共浄化槽使用料金含む) ・給水装置所有者変更届	西部水道 浄化槽事務所 ☎46-7123

< 廃止出張所の今後の取扱業務一覧 >

●地域づくり、地域コミュニティに関する業務

(例:お元気応援ポイント交換、募金、凍結防止剤等の配布、特定有害鳥獣関係、地域支援に関すること 等)

●自治会など団体が行う手続き (例:自治会長変更届、民生委員・児童委員関係書類 等)

●各担当部署への取り次ぎ (例:書類の預かり、コピー 等)

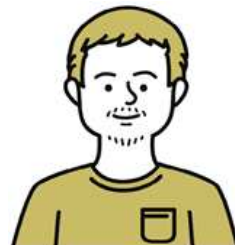
(問) 市政改革課 ☎ 53-4363
地域振興課 ☎ 46-7111

地域おこし協力隊

vol. 16

『高杉 亮』の活動日記

去年の頭に奥松阪をオープンしてからようやく1年が経過しました。ありがたいことに延べ人数で8,500人以上のお客様にご来店頂き、僕たちを含めて8人も在籍する組織に成長できました。いつも来てくださる方も徐々が増えてきて、これからも皆さんにとってゆっくりと食事や喫茶を楽しめるような場所になれるように頑張っていきたいと考えています。1年間やってみて色々反省点も出てきたので、その課題をクリアする2024年になるといいなあと思っています。



まず今年の大きな改善ポイントとなるのは宿泊の部分。店内に宿泊するスタイルなので去年は急なゲストの向かい入れが難しいことがありました。そこで今年は宮前小学校の下の子民家を改装して一棟貸しのゲストハウスを建設中です。



<改装中の古民家>

30畳くらいの大部屋でゆったりと滞在できて、チェックインや予約受付は全て無人化することで、人の少ない地域での宿泊業をどうやって成り立たせるかを模索したいと思っています。今回立ち上げるゲストハウスが上手く行くようでしたら、古民家を民泊化するのがとても簡単になるので、その知識も地域で共有していけるようにしたいと考えています。

これからも新しいことに積極的にチャレンジして、地域が活性化するきっかけ作りをたくさんしていきたいと思っていますので、また皆さんに相談したいこともたくさん出てきそうなので、協力隊はもうすぐ終わりますが、引き続きよろしくお願い致します！

「臨時 移住&空家バンク相談会」開催のお知らせ

【と き】 2月17日(土) 午前10時～午後3時

3月16日(土) 午前10時～午後3時

【ところ】 飯高茶屋 (住所：飯高町宮前177) 道の駅「飯高駅」敷地内

【内容】 ①移住に関する相談 ②空家バンクに関する相談

【対象】 ・松阪市への移住をお考えの方・松阪市中山間地域の空家をお探しの方
・松阪市中山間地域の空家を売りたい、貸したいとお考えの方



※臨時相談会は、毎月「第3土曜日」に開催しています



【問】 まつさか移住交流センター(松阪市飯南町横野 848)

☎ 32-2515 E-mail matsu.ijyu@city.matsusaka.mie.jp